

○久世ふれあいセンター施設使用料

区分		使用料		
		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:00)
ホール	日曜日、土曜日 及び休日	10,300円	13,200円	15,300円
	その他の日	7,900円	10,300円	11,700円
第1会議室及び第2会議室		800円	1,000円	1,100円
和室A		900円	1,300円	1,400円
和室B		800円	1,000円	1,100円
トレーニングルーム(1人1回につき)		200円		

<備考：施設使用料について>

ホール使用料について、入場料等を徴収しない催物で、かつ、営業の宣伝等のために使用するものでない場合は、表中の使用料の10分の6(100円未満の端数切上げ)の額とします。

ホール使用料について、準備、練習等のために使用する場合は、表中の使用料の10分の5(100円の未満の端数切上げ)の額とします。

表中に記載する使用時間の区分を超えて施設を使用する場合は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額の1.5倍(100円未満の端数切上げ)の使用料が必要となります。

※トレーニングルーム及び付属設備の使用料を除きます。

(例)日曜日に、ホールを12時から12時30分まで使用する場合、その30分の使用料は、午前の使用料10,300円÷6×1.5倍=2,574.999円 → 2,600円

次のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの使用料を徴収しないこととします。

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- ・戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ・上記5項目に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限ります。)

○久世ふれあいセンター附属設備使用料

区分		単位	使用料
舞台設備	演壇	1台	730円
	司会者台		370円
	譜面台		130円
	指揮台		730円
	仮設舞台		610円
	長机		1脚
	毛せん	1枚	490円
音響設備	マイクロホン	1本	1,600円
	舞台音響セット	一式	3,700円
	音響セット		2,500円
映写設備	スクリーン	1張り	2,500円
	スライドプロジェクター	1台	1,300円
	オーバーヘッドプロジェクター		1,300円
	ビデオプロジェクター		1,300円
照明設備	スポットライト	1台	370円
	臨時照明設備	1キロワット	250円
ピアノ		1台	5,500円
展示パネル		1枚	130円
茶道具		一式	2,600円
有料ロッカー		1個1回につき1日	100円
温水シャワー設備		1個につき1回	100円

<備考: 附属設備使用料について>

この表に記載している使用料は、上記の施設使用料の表に記載している区分(午前, 午後, 夜間)の1区分当たりの額です。

練習のために使用する場合は、表中の使用料の10分の7の額とします。10分の7の額が100円未満であるときは100円とし、100円未満の端数があるときは端数を切上げます。

※茶道具, 有料ロッカー及び温水シャワー設備の使用を除きます。

詳細については京都市久世ふれあいセンター(075-921-0010)にお問合せください。